

# 日本機械学会技術と社会部門

## 部門運営内規

平成 5 年 12 月 1 日制定

平成 7 年 4 月 25 日改訂

平成 10 年 4 月 2 日改訂

平成 16 年 4 月 9 日改訂

平成 22 年 4 月 2 日改訂

平成 24 年 11 月 24 日改訂

1. 「技術と社会」部門の運営を円滑に行うために、部門運営委員会のもとに以下の委員会を設置する。

- ①総務委員会
- ②広報委員会
- ③表彰委員会
- ④機械遺産委員会
- ⑤ロードマップ委員会
- ⑥その他、本会および運営委員会から委嘱された委員会

2. 各委員会は、以下に定める委員構成により担当内容の処理・企画・運営に当たる。

(1)各委員会の委員構成

- ①総務委員会は、部門長、副部門長、部門幹事および各委員長で構成する。総務委員会委員長は、部門長が兼ねる。
- ②総務委員会以外の各委員会は、当該委員会の委員長・幹事および委員若干名で構成する。各委員会の委員長は、部門運営委員会委員が兼務できることとし、総務委員会が推薦し部門運営委員会が指名する。
- ③各委員会の幹事は、当該委員会の委員長の推薦に基づき部門運営委員会にて決定する。

(2)各委員会の担当内容

- ①総務委員会は、部門長を補佐し、運営委員会の代理運営組織として部門運営方針の検討、予算編成・財務管理および庶務事項の処理に当たる。また、次に掲げる活動を行う。

- a. 部門所属の研究会、部門協議会所属の分科会および研究協力部会所属の研究分科会の企画・立案(改廃を含む)にあたり、会員の調査・研究活動の奨励を図るとともに、部門の新たな活動分野の検討を行うこと。
- b. 講演会、講習会、ワークショップなどの企画・立案・運営に当たり、研究・技術情報の交流および社会への還元を図ること。
- c. 部門登録会員を増やすための企画および推進、ならびに会員データベースの構築を通して各委員会の活動を支援すること。
- d. 直営出版および委託出版の企画・立案に当たり、部門活動の社会への還元を図ること。
- e. 部門が担当する本会英文ジャーナルシリーズの編集方針や企画について立案審議すること。

②広報委員会は、ニュースレターの編集・発行、および学会誌の特集号・部門便りの企画に当たり、部門活動の広報、部門ホームページなどを利用した会員への情報提供、会員との情報交換、部門登録会員の増強を図る。

③表彰委員会は、部門賞および部門表彰候補者を選考し、部門運営委員会に選考結果を報告する。

④機械遺産委員会は、本会より委嘱される機械遺産認定に関する業務として、機械遺産監修委員会に機械遺産認定候補を推薦する。

⑤ロードマップ委員会は、本会イノベーションセンター技術ロードマップ委員会(以後、本会センターという)の参画部門として、本会センターと連携しながら当部門が分担すべき活動を取りまとめ、または実際の活動を行う。

3. 各委員会の活動においては必要に応じてワーキンググループを設置することが出来る。

4. 各委員会での決定事項については、必要に応じて、部門運営委員会あるいは部門長の承諾を得るものとする。